

## 2026-2027 年度課題別研修「産業クラスター・アプローチによる地域産業振興(B)」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

特定の産業やテーマに関する企業や関連機関（大学、研究機関、業界団体）を集積・連携させ、戦略的に相乗作用を図ることで、新製品や新事業、新技術が持続的に開発され、地域の産業振興や国の経済成長に繋げる環境整備を目指す産業クラスター・アプローチは、産業振興の施策として各国で取り組みが進んでいます。本研修は、日本や各国の事例や手法分析を通じ、産業クラスターの形成・運営・活動等の担当者が各地域の実情に合った産業クラスターを推進するために必要な視点と手法を得るものです。

本業務の遂行にあたっては、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備える特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定ですが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1 業務内容

- (1) 業務名：2026-2027 年度課題別研修「産業クラスター・アプローチによる地域産業振興(B)」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2026年11月23日～2026年12月12日（予定）
- (4) 契約履行期間：2026年10月初旬～2027年2月下旬（予定）

※ 事前準備期間及び事後整理期間を含みます。

- (5) 実施形態：本邦プログラム（来日）

※遠隔研修の実施については、契約相手方と協議の上決定します。

### 2 応募資格

- (1) 個別要件：中央アジア地域における産業振興又は経済開発分野に係る研修事業の実施実績を有し、当該地域の行政官・実務者を対象として、産業政策、企業支援、人材育成等を体系的に学習できるカリキュラムを自ら企画・構築・運営した経験を有すること。また、本研修の企画・実施にあたり、中央アジア地域の産業・経済構造に精通し、かつ学術的知見に基づく指導を行うことができる専門家をコースリーダーとして配置できること。さらに、北陸地域において本研修を実施するにあたり、地域産業界、地方自治体、支援機関等との連携実績を有し、受

入機関の調整や視察先の確保が可能な人的ネットワークを有すること。

(2) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（3）その他の要件：

- 1) 2026年度案件を第1回目として受託し、2027年度まで計2回、同一案件を受託可能であること。なお、2026年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027年度案件まで継続契約を行う予定である。(ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く) また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。
- 2) 研修員への指導・助言に必要な当該分野に関する専門性を備えた人材を有していること。
- 3) 業務執行体制に関する要件
  - ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
  - イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2026年6月26日(金)正午
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール 送付先: <a href="mailto:jicahric_kccp@jica.go.jp">jicahric_kccp@jica.go.jp</a> 下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限必着で送信。
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年7月2日(木)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール 送付先は(1)に同じ
	請求締切日	2026年7月6日(月)
	回答予定日	2026年7月10日(金)
	回答方法	メール

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提

出者に無断で使用しません。

- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以 上

2026-2027 年度課題別研修「産業クラスター・アプローチによる地域産業振興(B)」  
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：産業クラスター・アプローチによる地域産業振興(B)
- (2) 技術研修期間（予定）  
【来日研修】2026年11月23日（月）～2026年12月12日（土）  
※遠隔研修の実施については、契約相手方と協議の上決定します。  
※2027年度の実施時期は今後調整します。
- (3) 研修員（予定）
  - 1) 定員：4名（応募状況や選考結果により増減の可能性あり）
  - 2) 研修対象国（人数）：  
カザフスタン（1）、キルギス（1）、タジキスタン（1）、ウズベキスタン（1）
  - 3) 研修対象組織・対象者：地域産業振興に関わる中央及び地方自治体の行政官、関係団体職員
- (4) 研修使用言語：ロシア語
- (5) 研修の背景・目的

近年、グローバル化の進展や産業構造の高度化に伴い、地域経済の持続的発展のためには、単独企業の競争力強化にとどまらず、企業、大学・研究機関、行政、金融機関等の多様な主体が連携し、イノベーションを創出する仕組みの構築が重要となっている。こうした背景の下、特定の産業やテーマに関する企業や関連機関の集積と連携を通じて相乗効果を生み出し、新製品・新技術・新事業の創出を促進する産業クラスター・アプローチは、地域の競争力強化及び国の経済成長を支える有効な政策手法として各国で導入が進められている。我が国においても、地域の特性や強みを活かした産業クラスターの形成が進められており、特に北陸地域では、産学官金の連携を通じたイノベーション創出や中小企業の高度化、地域資源を活用した産業振興など、多様な取組が展開されている。こうした事例は、限られた資源の中で地域経済の活性化を目指す開発途上国にとっても有用な示唆を与えるものである。

一方で、開発途上国の多くにおいては、関係主体間の連携不足、支援制度や政策の未整備、人材・資金の制約等により、産業クラスターの形成・運営

が必ずしも十分に機能していない状況が見られる。このため、各地域の実情に応じた産業クラスターの設計・推進方法や、関連機関の役割整理、持続的な運営体制の構築に関する実践的な知見の習得が求められている。

本研修では、日本及び各国における産業クラスターの事例や政策、推進手法の分析を通じて、産業クラスターの形成・運営・活動等を担う行政官等が、自国の状況に適した産業クラスター・アプローチを理解し、実践に活かすための視点と手法を習得することを目的とする。

(6) 案件目標

研修員が、自国の産業振興に適した実践的かつ効果的な産業クラスターアプローチを習得する。

(7) 単元目標 (アウトプット)

- 1) 自国の概要 (経済、産業や産業集積、産業クラスター政策とその活動など) および抱えている問題・課題を取りまとめ共有する。
- 2) 産業クラスターに係る基本概念、産業集積から産業クラスターへの発展の流れ、および産業クラスター・アプローチを理解することができる。
- 3) 事例分析を通じて、産業クラスター形成・運営・活動における関連機関の役割について理解し整理することができる。
- 4) 事例分析と演習を通じて、産業振興方策としての産業クラスター・アプローチの中から適切な手法を選択し具体的取組を考えることができる。
- 5) 研修で習得した知識やノウハウを活用し、国の産業や研修員が担当する産業集積から産業クラスターへの発展を促す提案ができる。

※単元目標は契約相手方と協議の上最終的に決定します。

(8) 研修構成・内容

単元目標	想定される研修項目 (例)
1. 自国の概要 (経済、産業、産業クラスター政策とその活動など) および抱えている問題・課題をとりまとめ共有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題分析、インセプションレポート作成 (来日前の自主学習)</li> <li>・ インセプションレポートの発表、討議</li> </ul>
2. 産業クラスターに係る基本概念および産業クラスター・アプローチを理解することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業クラスター基本的概念</li> <li>・ 産業クラスター政策</li> </ul>
3. 事例分析を通じて、産業クラスター形成・運営・活動における関連機関の役割について理解し整理することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国内の産業クラスター事例の分析</li> <li>・ 産業クラスター構成要素</li> <li>・ 産業クラスター推進機関・人材</li> </ul>

4. 事例分析と演習を通じて、産業振興方策としての産業クラスター・アプローチの中から適切な手法やツールを選択することができる。	日本国内の産業クラスター事例を用いた演習 ・産官学連携促進手法 ・経営支援方法
5. 研修で習得した知識やノウハウを活用し、国の産業や研修員が担当する産業クラスターの発展を促す提案ができる。	・アクションプランの作成 ・アクションプランの実践 ・アクションプランの成果発表

### 1) 当機構が実施するプログラム

ア. 来日ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日 10:00-11:00

受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、機構が JICA 東京センターで実施する。

イ. 評価会、閉講式：帰国日前日（1.5 時間程度）

技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。閉講式では、関係者からの挨拶のほか、研修員に対して研修修了の証明として修了証書を授与する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2026 年 10 月中旬～2027 年 2 月下旬

※この期間には、事前準備・事後整理期間を含む。

※研修委託契約は、ランプサム契約（定額契約）による実施を想定している。そのため契約金額は研修実施計画に基づき確定額として設定され、業務の履行完了を確認した上で当該契約金額を支払うものとする。

※契約は、2026 年度、2027 年度の年度毎に分割して締結する。

### (2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」

(6) 案件目標及び(7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

### (3) 詳細

1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

2) 講師・見学先・実習先の選定

3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 移動手段の手配
- 9) 使用資機材の手配
- 10) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 11) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 12) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 13) 講師・見学先への手配結果の報告
- 14) 研修監理員との連絡調整
- 15) プログラム・オリエンテーションの実施
- 16) 研修員の技術レベルの把握
- 17) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 18) 研修員からの技術的質問への回答
- 19) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 20) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 21) 閉講式実施補佐
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学等に係る謝金・経費を含む必要な支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

#### （４）研修受託上の工夫

本研修では、単に産業が集積している段階から、いかにクラスター・アプローチを発展させることができるのか、示唆を与えることが鍵となる。特に、日本とは違い、大規模投資を担える企業或いは関連企業・機関間の連携を強力に主導できる国政府・地方政府が必ずしも所在しない途上国の状況を念頭に、日本の産業クラスターを途上国の課題解決に適用できる形で研修員に見せる取り組みが必要である。。加えて、単なる講義だけでなく、研修員相互の意見交換、グループディスカッション、演習を取り入れて双方向の議論を行い、研修員が研修成果を自国で実務的に活用できるようにすることが求められる。

### 3. 留意事項

- （１） 当機構は、本研修コース実施にあたってロシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を１名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修

員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上